

令和 6 年度 後期選抜募集要項

福島県立会津学鳳高等学校
〒965-0003

福島県会津若松市一箕町大字八幡字八幡 1 番地の 1

TEL 0242-22-3491 FAX 0242-22-3521

1 対象学科及び募集定員

課程	対象学科	募集定員	後期選抜の募集定員
全日制	総合学科	200名	募集定員から、会津学鳳中学校からの入学予定者の数と前期選抜の合格者数を除いた数

2 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により県下一円とする。

3 出願資格

後期選抜に出願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和 6 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

4 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記（1）以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

出願期間は、令和 6 年 3 月 15 日（金）から 3 月 18 日（月）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694 円分の切手を貼付し志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（長形 3 号）を同封の上、令和 6 年 3 月 18 日（月）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 「入学願書」（県教育委員会において作成したもの）
 - ② 「令和 6 年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書」（以下「調査書」という。中学校において作成したもの）
 - ③ 「受験票用紙」（県教育委員会において作成したもの、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
 - ④ 「入学検定料納付済証明書用紙」（県教育委員会において作成したもの、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(2) 上記(1)以外の者

① **「入学願書」**(上記(1)①に同じ)

② **「健康診断書」**(令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの)

③ **「履修証明書、学習成績証明書」**

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

④ **「受験票用紙」**(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの)

⑤ **「入学検定料納付済証明書用紙」**(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの)

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

(3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、**「後期選抜志願者名簿」**(様式共通4号の2)を添付する。

(4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の**「福島県収入証紙」**を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した**「入学検定料納付済証明書」**を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が出願する場合には、不足する入学検定料 1,250 円分の**「福島県収入証紙」**を貼付する。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した**「自己申告書」**(県教育委員会において作成したもの)を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式共通3号)を交付する。

(3) 提出期間は、令和6年3月15日(金)から3月21日(木)までとする。

郵送の場合には、3月21日(木)必着とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記6に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

① **「他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類」**

志願者の在学(出身)中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書

類（様式共通 2 号）を作成し、当該都道府県教育委員会教育長の証明を受ける。

② **保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類**

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

(1) 出願書類受付時に、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

ただし、入学検定料納付済証明書については、後期選抜において入学検定料を納付した者にのみ交付する。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、記載した事項に虚偽があると認めた場合は、受付を取り消すことがある。

10 出願先変更

志願者は、令和 6 年 3 月 19 日（火）に、1 回に限り、出願先を変更することができる。

受付時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、午後 5 時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、本校校長は、受付時間について弾力的な対応をする。

(1) 他の高等学校及び特別支援学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。

① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（様式後期 2 号の 2）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の学校長に提出する。

ただし、特別支援学校へ出願先を変更する場合は、「令和 6 年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要綱」の出願先変更願、入学願書、調査書及び学校教育法施行令第 22 条の 3 に定められた障がいのあることを証明する書類を、在学（出身）中学校長を通して変更先の特別支援学校長に提出する。また、特別支援学校を受験する者は、入学者選抜実施日の前までに特別支援学校が実施する教育相談を受けるものとする。

なお、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の学校長に提出する。

② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた学校長は、本校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

③ ②により変更先の学校から連絡を受けた本校校長は、変更先の学校に、入学願書の写しを持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、本校に、後期選抜出願先変更者名簿（様式後期 3 号）を持参するか、又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。

⑤ 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、入学願書の受付を取り消すことがある。

(2) 出願先変更の際して新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

11 出願の取消し

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（様式共通 7 号）

を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

（２）上記（１）以外の者は、出願取消届（様式共通 7 号）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

（３）後期選抜の出願を取り消す者は、本校校長に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

12 選抜方法・選抜資料

（１）調査書の審査結果、面接及び小論文の結果を資料として選抜を行う。全体の満点は 200 点とする。

調 査 書	面 接	小論文
「各教科の学習の記録」は 135 点満点とする。 「特別活動等の記録」、「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しない。	個人面接を実施する。 面接の内容には、中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。 面接は点数化し、25 点満点とする。	小論文を実施する。 あるテーマについて、600 字程度で自分の意見をまとめる小論文とする。 小論文については点数化し、40 点満点とする。

（２）面接及び小論文の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

① 日 時 令和 6 年 3 月 22 日（金） 午前 9 時～

② 会 場 本校（集合場所 第一体育館）

③ 日 程 ～8:20 集合

8:20～8:50 点呼、諸注意

9:00～9:50 小論文

10:10～ 面接（1 人 15 分程度）

④ 持参するもの 受験票、筆記用具、上ばき

※ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

（１）令和 6 年 3 月 25 日（月）午後 3 時以降に本校において発表する。

（２）合格者は、合格者発表日に受験票と引き換えに合格通知書の交付を受ける。

当日、合格通知書を受け取ることでできない者は、事前に本校に連絡する。

（３）本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

（４）可否に関する電話による照会には一切応じない。

14 その他

（１）選抜当日の交通手段について

選抜当日は可能な限り公共交通機関を利用する。なお、自家用車等の校地内への乗り入れについては、本校職員の指示に従うこと。

（２）新入生オリエンテーションについて

入学予定者に対する事前指導（オリエンテーション）は、令和 6 年 3 月 28 日（木）に行うが、日時を変更する場合は、合格者発表時に連絡する。

（３）入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式共通 8 号）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。